

九州電力（株）玄海発電所 （令和2年4月）	四国電力（株）伊方発電所 （令和元年7月）	関西電力（株）大飯発電所 （令和元年9月）	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 （案）	備考
<p>(d) 所長は、緊急時対策本部における全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し、複数号炉の同時被災時は3号炉及び4号炉ごとの指揮者を指名する。</p> <p>(ka) 所長は、指揮者である本部長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。また、実施組織及び支援組織の各班には責任者である班長（課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長又は副長）を配置する。</p> <p>(k) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、直ちに緊急時体制を発令するとともに原子力管理部長へ報告する。</p> <p>(ク) 緊急時対策本部要員（指揮者等）、運転員（当直員）及び重大事故等対策要員を発電所構内及び近傍に常時確保し、確保した要員により、重大事故等対策に対応する。</p>	<p>f. 所長は、重大事故等発生時、直ちに非常体制を発令するとともに発電管理部長へ報告する。</p>	<p>(d) 所長は、発電所対策本部における全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し、3号炉および4号炉の同時被災時は原子炉毎の指揮者を指名する。</p> <p>(ka) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。また、実施組織および支援組織の各班に責任者である班長（室長または課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長または係長）を配置する。</p> <p>(k) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、直ちに原子力防災体制等を発令するとともに原子力発電部門統括へ報告する。</p> <p>(ク) 実施組織である緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員を発電所構内および近傍に常時確保し、確保した緊急安全対策要員により、重大事故等対策に対応する。</p>	<p>(オ) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。また、統括及び班長が欠けた場合は、<u>同じ機能を担務する下位の要員が代行するか、又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</u></p> <p>(カ) 所長は、<u>原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、速やかに原子力防災態勢を発令するとともに原子力運営管理部長へ報告する。</u></p>	<p>②防災体制の相違（ICS）TS-58</p> <p>②防災体制の相違（ICS）TS-58 参考 TS-10 P914</p> <p>②防災体制の相違（宿直体制）TS-58 コメントNo. 19 以下（サ）に記載</p>
<p>(ケ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 運転班は、運転員（当直員）の任務、事故拡大防止に必要な運転上の措置、原子炉施設の保安維持を行う。</p> <p>b 保修班は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに原子炉施設の消火活動を行う。</p> <p>c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び代替緊急時対策所におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p>d 土木建築班は、原子炉施設のうち、土木建築設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。</p> <p>(コ) 複数号炉で同時に重大事故等が発生した場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。</p> <p>a 緊急時対策本部は、複数号炉の同時被災が発生した場合において、本部長の指示により3号炉及び4号炉ごとに指名した指揮者の指示のもと、原子炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故等対策を実施する。</p> <p>b 原子炉主任技術者は、担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>c 3号炉及び4号炉の原子炉主任技術者は、原子炉ごとの保安監督を誠実、かつ、最優先に行う。</p> <p>d 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡者を配置し、通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。</p>	<p>g. 実施組織の班構成および必要な役割分担は以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>(a) 運転班は、運転員の任務、事故拡大防止に必要な運転上の措置、発電施設の保安維持を行う。</p> <p>(b) 調査復旧班は、発電設備および建物、構造物の応急復旧計画の策定およびそれに基づく措置を行う。</p> <p>(c) 消防班は、消火活動を実施する。</p> <p>h. 複数号炉の同時被災の場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。</p> <p>(a) 発電所災害対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、発電所災害対策本部長の指示により指名した総括の指示のもと、号炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行うことで、重大事故等対策を実行する。</p> <p>(b) 各号炉の原子炉主任技術者は、号炉ごとの保安監督を誠実かつ、最優先に行うこととし、担当号炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても保安上必要な指示を的確に実施する。</p> <p>(c) 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡を行う者を配置し、通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。</p>	<p>(ケ) 実施組織の班構成および必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電班は、事故状況の把握および整理および事故拡大防止のための措置、原子炉施設の保安維持等を行う。</p> <p>b 保修班は、事故原因の究明、応急対策の立案、実施および原子炉施設の消火活動等を行う。</p> <p>(コ) 3号炉および4号炉において同時に重大事故等が発生した場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。</p> <p>a 発電所対策本部は、3号炉および4号炉の同時被災の場合において、本部長の指示により原子炉毎に指名した指揮者の指示のもと、原子炉毎の情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故等対策を実施する。</p> <p>b 原子炉主任技術者は、担当号炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより、3号炉および4号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>c 3号炉および4号炉の原子炉主任技術者は、原子炉毎の保安監督を誠実、かつ最優先に行う。</p> <p>d 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡者を配置し、通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。</p>	<p>(キ) 実施組織は、<u>号機統括を配置し、号機班、当直、復旧班、自衛消防隊により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</u></p> <p>a. <u>号機統括は、対象号炉に関する事故の影響緩和・拡大防止に関わる対応の統括を行う。</u></p> <p>b. <u>号機班は、当直からの重要パラメータの入手、事故対応手段の選定に関する当直への情報提供を行う。</u></p> <p>c. <u>当直は、事故の影響緩和及び拡大防止に関わるプラントの運転操作を行う。</u></p> <p>d. <u>復旧班は、事故の影響緩和及び拡大防止に関わる可搬型重大事故等対処設備の準備と操作、及び不具合設備の復旧を行う。</u></p> <p>e. <u>自衛消防隊は、火災発生時における消火活動を行う。</u></p> <p>(ク) 実施組織は、<u>複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</u></p> <p>a. <u>緊急時対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、緊急時対策本部長が活動方針を示し、号炉ごとに配置された号機統括は、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に関わるプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行う。</u></p> <p>b. <u>複数号炉の同時被災の場合において、必要な緊急時対策要員を発電所構内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して7号炉の炉心損傷防止及び格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の使用済燃料プールの被災対応ができる体制とする。</u></p> <p>c. <u>複数号炉の同時被災時において、当直は号炉ごとの運転操作指揮を当直副長が行い、号炉ごとに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。</u></p> <p>d. <u>原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任し、担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。</u></p> <p>e. <u>各号炉の原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、</u></p>	<p>②防災体制の相違（ICS）TS-58 参考 TS-10 P908-909</p> <p>②防災体制の相違（ICS）TS-58 参考 TS-10 P909</p> <p>コメントNo. 19 記載の適正化</p>

九州電力(株) 玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株) 伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株) 大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
<p>(㉞) 技術支援組織と運営支援組織の班構成及び必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 技術支援組織は、事故拡大防止のための運転措置の支援及び保安上の技術的助言を行う運転支援班で構成する。</p> <p>b 運転支援班は、炉心損傷へ至った場合において、プラント状態の把握及び事故進展の予測、パラメータの監視、パラメータがあらかじめ定められたしきい値を超えた場合に操作を実施した場合の実効性及び悪影響の評価並びに操作の優先順位を踏まえた操作の選定を行い実施組織へ実施すべき操作の指示を行う。</p> <p>c 運営支援組織は、総括班、広報班、総務班及び原子力訓練センター班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>d 総括班は、緊急時対策本部の運営、情報の収集、災害状況の把握、関係官庁及び関係地方公共団体への通報連絡、燃料貯蔵状況の管理並びに各班へ本部指令事項の連絡を行う。</p> <p>e 広報班は、関係地方公共団体の対応、報道機関の対応及び避難者の誘導(展示館来館者)を行う。</p> <p>f 総務班は、緊急時対策本部構成員の動員状況の把握、緊急時対策本部要員と資機材の輸送車手配及び運搬、防災資機材の整備、輸送及び調達、原子力災害医療対応、正門の出入管理並びに緊急時対策本部要員に対する食料の調達配給を行う。</p> <p>g 原子力訓練センター班は、避難者の誘導(原子力訓練センター見学者)を行う。</p> <p>h 各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に</p>	<p>i. 支援組織は技術支援組織と運営支援組織で構成し、それぞれの技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>(a) 技術支援組織は、事故拡大防止のための運転措置の支援および保安上の技術的支援を行うものとして運転班、調査復旧班および消防班で構成する。</p> <p>ア 運転班のうち技術支援を行う班は、炉心損傷へ至った場合において、プラント状態の把握および事故進展の予測、パラメータの監視、パラメータがあらかじめ定められたしきい値を超えた場合に操作を実施した場合の実効性及び悪影響の評価並びに操作の優先順位を踏まえた対応手順の選定を行い実施組織へ実施すべき操作の指示を行う。</p> <p>イ 調査復旧班のうち技術支援を行う班は、発電設備および建物、構築物の応急復旧計画立案ならびに実施組織へ実施すべき内容の指示を行う。</p> <p>ウ 消防班のうち技術支援を行う班は、火災発生箇所の特定および実施組織へ優先すべき消火活動の指示を行う。</p> <p>(b) 運営支援組織は、情報連絡班、報道班、技術支援班および総務班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>ア 情報連絡班は、発電所災害対策本部の運営、情報の収集、関係官庁および関係地方公共団体への通報連絡ならびに各班へ災害対策本部(松山)および災害対策本部(高松)からの指令事項の連絡を行う。</p> <p>イ 報道班は、関係地方公共団体等の対応および報道機関の</p>	<p>(㉞) 技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 技術支援組織は、安全管理班および放射線管理班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織に対して技術的助言を行う。</p> <p>(a) 安全管理班は、事故状況の把握および評価、事故時影響緩和と操作の検討等を行う。</p> <p>(b) 放射線管理班は、放射線および放射能の測定、状況把握、被ばく管理、汚染除去および拡大防止措置、災害対策活動に伴う放射線防護措置等を行う。</p> <p>b 運営支援組織は、総務班、広報班および情報班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(a) 総務班は、発電所対策本部の設営・運営、連絡・通信手段の確保、要員の動員、輸送手段の確保、原子力災害医療措置、資機材調達・輸送および退避・避難措置を行う。</p> <p>(b) 広報班は、報道機関の対応、見学者の退避誘導および広報活動を行う。</p> <p>(c) 情報班は、社内対策本部との情報受理・伝達、国・自治体等関係者との連絡調整および社外関係機関への情報連絡を行う。</p> <p>c 各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p>	<p><u>号炉ごとの保安監督を誠実かつ最優先に行う。</u></p> <p><u>(ケ) 技術支援組織と運営支援組織の班構成及び必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</u></p> <p><u>a. 技術支援組織は、計画・情報統括を配置し、計画班及び保安班で構成する。</u></p> <p><u>(a) 計画・情報統括は、事故対応状況の把握及び事故対応方針の立案を行う。</u></p> <p><u>(b) 計画班は、プラント状態の進展予測・評価及びその評価結果の事故対応方針への反映を行う。</u></p> <p><u>(c) 保安班は、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する指示を行う。</u></p> <p><u>b. 運営支援組織は、対外対応統括及び総務統括を配置し、通報班、立地・広報班、資材班及び総務班で構成する。</u></p> <p><u>(a) 対外対応統括は、対外対応活動の統括を行う。</u></p> <p><u>(b) 通報班は、対外関係機関へ通報連絡等を行う。</u></p> <p><u>(c) 立地・広報班は、自治体派遣者及び報道機関対応者の支援を行う。</u></p> <p><u>(d) 総務統括は、緊急時対策本部の運営支援の統括を行う。</u></p> <p><u>(e) 資材班は、資材の調達及び輸送に関する一元管理を行う。</u></p> <p><u>(f) 総務班は、要員の呼集、食糧・被服の調達、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示等を行う。</u></p>	<p>②防災体制の相違(ICS) TS-58 参考 TS-10 P910-911</p>
<p>専念できる環境を整える。</p> <p>(㉟) 地震により緊急呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集連絡ができない場合でも地震(最寄りの気象庁震度観測点において、震度5弱以上の地震)の発生により原子力防災要員が発電所に自動参集する。</p> <p>(㊱) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条(運転員等の確保)に規定する要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理及び全体指揮を行う全体指揮者、原子炉ごとの統括管理及び原子炉ごとの指揮を行う号炉ごと指揮者並びに通報連絡を行う通報連絡者の緊急時対策本部要員(指揮者等)4名、運転操作指揮、号炉間連絡、運転操作助勢及び運転操作対応を行う運転員(当直員)12名、初動の運転対応及び保修対応を行う重大事故等対策要員(以下「初動対応要員」という。)20名、並びに初動後の保修対応を行う重大事故等対策要員(以下「初動後対応要員」という。)16名の合計52名を確保する。</p>	<p>対応を行う。</p> <p>ウ 技術支援班は、発電所内外(周辺海域を含む)の放射線・放射能の状況把握、発電所災害対策要員の被ばく管理および放射性物質による汚染の除去を行う。</p> <p>エ 総務班は、避難誘導、救護、警備対策、資機材の輸送調達、原子力災害医療の実施および食料等の調達手配を行う。</p> <p>j. 支援組織は、情報連絡に関して以下のとおり活動し、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>(a) 発電所内外の組織への通報および連絡を実施できるように衛星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>(b) 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所災害対策本部の情報連絡班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、災害対策本部(松山、高松)と発電所災害対策本部間において、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備および安全パラメータ表示システム等を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>(c) 災害対策本部(松山、高松)との連絡を密にすることで報道発表、外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を災害対策本部(松山、高松)で実施し、発電所災害対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>k. 安全技術課長は、初動対応に必要な発電所災害対策要員を発電所内に、有効性評価上考慮する作業に必要な発電所災害対策要員を発電所近傍に、それぞれ常時確保し、確保した発電所災害対策要員により、重大事故等発生時に対応する。</p>	<p>(㉟) 地震により緊急時呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集連絡ができない場合でも地震(最寄りの気象庁震度観測点において、震度5弱以上の地震)の発生により緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が発電所に自動参集する。</p> <p>(㊱) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第13条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員6名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う運転員12名(3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は10名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名)、1号炉および2号炉の運転員10名(3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は6名)、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員36名(3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は33名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は30名)の計64名(3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は57名、3号炉および4号炉の</p>	<p><u>(コ) 地震の影響による通信障害等が発生し、自動呼出・安否確認システム又は電話を用いて非常召集連絡ができない場合でも、新潟県内で震度6弱以上の地震の発生により、発電所に自動参集する。</u></p> <p><u>(サ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第12条に規定する重大事故等に対処する要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</u></p> <p><u>a. 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、6号炉及び7号炉の重大事故等に対処する要員として、発電所構内に緊急時対策要員44名、運転員13名、火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊10名の合計67名を確保する。</u></p> <p><u>b. 7号炉運転停止中[*]においては、運転員を10名とする。 ※原子炉の状態が冷温停止(原子炉冷却材温度が10.0℃未満)及び燃料交換の期間</u></p>	<p>①P911</p> <p>②防災体制の相違(ICS) TS-58 参考 TS-10 P912 コメント No. 19</p>

九州電力（株）玄海発電所 （令和2年4月）	四国電力（株）伊方発電所 （令和元年7月）	関西電力（株）大飯発電所 （令和元年9月）	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 （案）	備考
<p>る通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間において、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>c 本店対策本部との連絡を密にすることで報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を本店原子力防災組織で構成する本店対策本部で実施し、緊急時対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p>	<p>イト等の照明装置</p>	<p>に接続する通信連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と発電所対策本部間において、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備および緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>c 本店対策本部との連絡を密にすることで報道発表および外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を本店原子力防災組織で構成する本店対策本部の広報活動を行う班で実施することにより、発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p>	<p><u>連絡設備等を配備し、広く情報提供を行う。</u></p> <p><u>b. 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の通報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本社対策本部と緊急時対策本部間において、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</u></p> <p><u>c. 本社対策本部との情報共有を密にし、一することで報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡はを本社対策本部で実施する。し、緊急時対策本部が事故対応に専念でき、かつ、発電所内外へ広く情報提供を行う。</u></p>	<p>コメント No. 12 ④その他（要求事項ではなく、効果なので保安規定には記載せず） 参考①TS-10 P915</p>
<p>イ 原子力管理部長は、以下に示す本店対策本部の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子力管理部長は、発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における緊急時体制を発令する。</p> <p>(イ) 社長は、緊急時体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センターに本店対策本部を設置し、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行う。なお、社長が不在の場合は副社長又は執行役員がその職務を代行する。 本店対策本部は、情報の収集及び災害状況把握を行う総括班、事故拡大防止措置の支援を行う原子力技術班、外部電源や通信連絡設備に関する支援を行う復旧支援班、自治体及びプレス対応を行う広報班並びに資機材及び食料の調達運搬を行う支援班から構成する。</p> <p>(ウ) 本店対策本部長は、原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(エ) 本店対策本部長は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態</p>	<p>イ 原子力安全部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。</p> <p>(イ) 社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子力施設事態即応センター含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。 本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設営、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(ウ) 本店対策本部総務班は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(エ) 本店対策本部原子力設備班は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請</p>	<p><u>イ. 原子力運営管理部長は、以下に示す本社対策本部の役割分担及び責任者等をマニュアルに定め、体制を確立する。</u></p> <p><u>(ア) 原子力運営管理部長は速やかに社長に報告し、社長は本社における原子力防災態勢を発令する。</u></p> <p><u>(イ) 社長は、本社における原子力防災態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに本社対策本部を設置し、本社対策本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本社対策本部の副本部長がその職務を代行する。本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社（全社とは、東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社のことをいう）での体制とし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。本社対策本部は、原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。本社対策本部は、復旧統括、計画・情報統括、対外対応統括、総務統括及び支援統括を配置し、発電所の復旧方法検討・立案等を行う復旧班、本社対策本部内での情報共有等を行う情報班、事故状況の把握・進展評価等を行う計画班、放射性物質の放出量評価等を行う保安班、関係官庁への通報連絡等を行う官庁連絡班、報道機関対応等を行う広報班、発電所の立地地域対応の支援等を行う立地班、通信連絡設備の復旧・確保の支援等を行う通信班、発電所の職場環境の整備等を行う総務班、現地医療体制整備支援等を行う厚生班、発電所の復旧活動に必要な資機材の調達・搬送等を行う資材班、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営等を行う後方支援拠点班、官庁への支援要請等を行う支援受入調整班及び他の原子力事業者からの支援受入調整等を行う電力支援受入班で構成する。</u></p> <p><u>(ウ) 本社支援統括は、あらかじめ選定している施設の候補の中から、放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な要員を派遣するとともに、発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料及び資機材等の支援を実施する。</u></p> <p><u>(エ) 本社対策本部は、他の原子力事業者及び原子力緊急事態</u></p>	<p>②防災体制の相違 （本社）TS-58</p> <p>①P916</p> <p>②防災体制の相違 （本社）TS-58 参考 TS-10 P916-917</p> <p>②防災体制の相違 （本社）TS-58 参考 TS-10 P918</p>	

九州電力（株）玄海発電所 （令和2年4月）	四国電力（株）伊方発電所 （令和元年7月）	関西電力（株）大飯発電所 （令和元年9月）	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 （案）	備考
<p>は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>(エ) 障害物を除去可能なホイールローダ及びその他の重機を保管、使用し、それらを運転できる要員を確保する。</p> <p>(オ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備及びアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備並びに停電時及び夜間時に確実に運搬、移動が出来るように、可搬型照明を配備する。また、騒音場所においては、確実に耳栓を着用する。その他、現場との連絡手段の確保、室温等の作業環境の考慮、資機材の現場配備等を実施する。</p> <p>(カ) 屋外及び屋内の機器からの溢水が発生した場合については、適切な放射線防護具を着用することによりアクセスルートを通行する。</p>	<p>故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>(d) 障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる発電所災害対策要員を確保する。</p> <p>(e) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備、停電時および夜間時に確実に運搬、移動ができるように可搬型照明の配備ならびに騒音場所を考慮した耳栓の配備を実施する。その他、現場との連絡手段の確保、室温等の作業環境の考慮および資機材の現場配備等を実施する。</p>	<p>重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ機能を有する重大事故等対処設備が他にない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(エ) 障害物を除去可能なブルドーザを保管、使用し、それを運転できる緊急時対策本部要員または緊急安全対策要員を確保する。</p> <p>(オ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備ならびに停電時および夜間時に確実に運搬、移動が出来るように、可搬型照明を配備する。</p>	<p><u>については、予備も含めて分散させる。</u></p> <p><u>(オ) 障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる緊急時対策要員を確保する。</u></p> <p><u>(カ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。夜間時及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、照明機器等を配備する。また、現場との連絡手段を確保し、作業環境を考慮する。</u></p>	<p>①P883（化学薬品によるアクセスルートへの影響はない）</p>
<p>イ 屋外アクセスルートの確保 防災課長及び技術第二課長は、屋外のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを規定文書に定める。</p> <p>(ア) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、八田浦貯水池及び取水ピットの取水箇所の状況確認、ホース敷設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯蔵タンク、大容量空冷式発電機、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ及びその他の重機を保管、使用し、それらを運転できる要員を確保する。</p> <p>(ウ) 地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</p> <p>(エ) 津波の影響については、基準津波に対して、十分余裕を見た高さにアクセスルートを確保する。また、高潮に対して、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確保する。</p> <p>(オ) 屋外アクセスルートは、想定される自然現象のうち凍結及び森林火災、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物（航空機落下等）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>(カ) 周辺構造物の倒壊による障害物については、ホイールローダ及びその他の重機による撤去あるいは複数のアクセス</p>	<p>b. 屋外アクセスルートの確保 安全技術課長は、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施する。</p> <p>(a) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水ピット等の取水箇所の状況確認、ホース敷設ルートの状況確認を行い、あわせて重油タンク、空冷式非常用発電装置、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(b) 屋外アクセスルートに対する想定される自然現象のうち、地震による影響（周辺構造物の倒壊または損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面の滑り）、台風および竜巻による影響（飛来物）、積雪および火山現象（降灰）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる発電所災害対策要員を確保する。</p> <p>(c) 地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</p> <p>(d) 基準津波に対して、十分余裕を見た高さにアクセスルートを確保する。</p> <p>(e) 想定される自然現象のうち凍結および森林火災、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち飛来物、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災）に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>(f) 周辺構造物の倒壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセス</p>	<p>イ 屋外アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(ア) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯蔵タンクおよび重油タンク、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他の自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なブルドーザ1台（予備1台）を保管および使用する。</p> <p>(ウ) 地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</p> <p>(エ) 津波の影響については、津波遡上のないエリアに早期に復旧可能なアクセスルートを確保する。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対処する。</p> <p>(オ) 考慮すべき自然現象のうち落雷、凍結および森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災およびばい煙等の二次的影響）および有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>(カ) 周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザによる撤去あるいは転倒による閉塞が</p>	<p><u>イ. 屋外アクセスルートの確保 防災安全GMは、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することをマニュアルに定める。</u></p> <p><u>(ア) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、併せて、軽油タンク、常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。</u></p> <p><u>(イ) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用する。</u></p> <p><u>(ウ) 地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。</u></p> <p><u>(エ) 津波の影響については、基準津波による遡上域最大水位よりも高い位置にアクセスルートを確保する。</u></p> <p><u>(オ) 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）及び有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。</u></p> <p><u>(カ) 周辺構造物等の損壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセス</u></p>	<p>④アクセスルート TS-59</p> <p>④①P880（基準津波の相違） 誤記修正</p> <p>①P880</p>

九州電力（株）玄海発電所 （令和2年4月）	四国電力（株）伊方発電所 （令和元年7月）	関西電力（株）大飯発電所 （令和元年9月）	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 （案）	備考
<p>ートによる迂回を行う。</p> <p>(キ) 基準地震動による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ及びその他の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い、通行性を確保する。</p>	<p>ルートによる迂回を行う。</p> <p>(g) 地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い、通行性を確保する。</p>	<p>ないルートを通行する。</p> <p>(キ) 基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行う。</p> <p>(ク) 耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p>	<p><u>トによる迂回を行う。</u></p> <p><u>(キ)地震の影響による周辺斜面の崩壊や道路面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い、通行性を確保する。</u></p>	<p>①P881</p>
<p>(ク) 不等沈下や地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じるが、想定を上回る段差が発生した場合は、ホイールローダ及びその他の重機による段差箇所の仮復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(ケ) アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響（降灰）については、ホイールローダ及びその他の重機による撤去を行う。なお、想定を上回る積雪、火山の影響（降灰）が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、降雪を考慮し、車両については、タイヤチェーン等を配備する。</p>	<p>(h) 不等沈下や地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和策を講じるが、ホイールローダ等の重機による段差箇所の仮復旧により、通行性を確保する。</p> <p>(i) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、積雪、火山現象（降灰）については、ホイールローダ等の重機による撤去を行う。想定を上回る積雪、火山現象（降灰）が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、積雪を考慮し、道路については凍結防止剤を配備するとともに、車両についてはタイヤチェーンの配備またはオールシーズンタイヤもしくはスタッドレスタイヤを装着する。</p>	<p>(ケ) 不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合は、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対処する。</p> <p>(コ) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、積雪、降灰については、ブルドーザによる撤去を行う。想定を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、積雪を考慮し、車両については、オールシーズンタイヤまたはスタッドレスタイヤを配備する。</p>	<p><u>(ク)不等沈下等による通行に支障がある段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策等の実施、迂回又は砕石による段差箇所の仮復旧により、通行性を確保する。</u></p> <p><u>(ケ)アクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響については、ホイールローダ等の重機による撤去を行う。想定を上回る積雪又は火山の影響が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、低温（凍結）及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については走行可能なタイヤを装着することにより通行性を確保する。</u></p>	<p>①P881</p>
<p>ウ 屋内アクセスルートの確保 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、屋内のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを規定文書に定める。</p> <p>(ア) 屋内の可搬型重大事故等対処設備への緊急時対策本部要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて常設電動注入ポンプ、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 津波、その他自然現象による影響並びに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた施設内に確保する。</p> <p>(ウ) 屋内アクセスルートは、重大事故時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内のアクセスルート上には、転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(エ) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し確保する。</p>	<p>c. 屋内アクセスルートの確保 安全技術課長は、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施する。</p> <p>(a) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ発電所災害対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて代替格納容器スプレイポンプ、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(b) 地震、津波およびその他想定される自然現象による影響ならびに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(c) 重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内のアクセスルート上には、転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(d) 機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用することによりアクセスルートを通行する。</p> <p>(e) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し確保する。</p>	<p>ウ 屋内アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋内のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(ア) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて恒設代替低圧注水ポンプ、その他の屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 地震、津波、その他自然現象による影響および外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(ウ) 転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(エ) 機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することによりアクセスルートを通行する。</p> <p>(オ) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施することおよび万一の際には迂回することにより通行性を確保する。</p>	<p><u>ウ. 屋内アクセスルートの確保</u> <u>発電GMは、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することをマニュアルに定める。</u> <u>(ア)屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、併せて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</u></p> <p><u>(イ)地震、津波及びその他想定される自然現象による影響並びに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</u></p> <p><u>(ウ)重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内のアクセスルート上の資機材については、必要に応じて固縛又は転倒防止措置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。</u></p> <p><u>(エ)機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用し、屋内アクセスルートを通行する。</u></p> <p><u>(オ)アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し確保する。</u></p>	<p>①P882</p> <p>①P882</p>
				<p>コメント NO.13</p> <p>⑧その他（上記（ウ）にて包絡）</p>

九州電力（株）玄海発電所 （令和2年4月）	四国電力（株）伊方発電所 （令和元年7月）	関西電力（株）大飯発電所 （令和元年9月）	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 （案）	備考
<p>ウ 発電第二課長は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損防止のために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を規定文書に定める。</p> <p>(ア) 炉心損傷が避けられない状況においては、炉心へ注入すべきか又は原子炉格納容器へ注水すべきか判断に迷い、対応が遅れることで、原子炉格納容器の破損に至らないよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷又は原子炉格納容器の破損防止のために、注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注入を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(エ) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素制御装置の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素制御装置を速やかに起動する判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損防止に必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p>	<p>c. 発電課長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損防止のために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を定める。</p> <p>(a) 炉心損傷が避けられない状況においては、炉心へ注水すべきか、または原子炉格納容器へ注水すべきか判断に迷い、対応が遅れることで原子炉格納容器の破損に至ることがないよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準</p> <p>(b) 炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損防止のために、注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注入を行えるようにする判断基準</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(d) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素制御装置の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素制御装置を速やかに起動する判断基準</p> <p>(e) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損防止に必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(f) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p>	<p>ウ 安全・防災室長および発電室長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(ア) 炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯渇または使用できない状況においては、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(エ) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、重大事故等発生時には速やかに移行できる判断基準</p>	<p><u>等」の内容を含むものとする。</u></p> <p>ウ. 発電GM及び直営作業GMは、炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>(ア) 原子炉停止機能喪失時においては、迷わずほう酸水注入を行えるようにする判断基準</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷又は格納容器の破損を防ぐために注水する淡水源が枯渇又は使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ウ) 格納容器圧力が限界圧力に達する前、又は、格納容器からの異常漏えいが発生した場合に、確実に格納容器圧力逃がし装置等の使用が行えるようにする判断基準</p> <p>(エ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(オ) 炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防ぐために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(カ) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準</p>	<p>⑤SA 手順 TS-41 参考 TS-10 P888</p> <p>⑤SA 手順 TS-41 参考 TS-10 P889</p> <p>①P889（設備の相違）</p>
<p>エ 防災課長及び発電第二課長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を規定文書に定める。</p> <p>(ア) 発電第二課長は、重大事故等発生時の運転操作において、発電第二課当直課長が躊躇せず指示できる判断基準を規定文書に定める。</p> <p>(イ) 防災課長は、重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において、発電所の緊急時対策本部長が方針に従った判断を実施するための判断基準を規定文書に定める。</p> <p>オ 防災課長及び発電第二課長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、具体的な重大事故等対策を実施するため、運転員用及び支援組織用の規定文書を定める。</p> <p>(ア) 運転員用の規定文書は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <p>a 警報に対処する事項 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用</p> <p>b 事象の判別を行う事項 原子炉トリップ及び非常用炉心冷却設備作動直後に、実施すべき事象の判別及び対応措置に使用</p> <p>c 故障及び設計基準事象に対処する事項 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応措置に使用</p> <p>d 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する事項 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用</p> <p>e 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項</p>	<p>d. 安全技術課長および発電課長は、以下の判断基準を定める。</p> <p>(a) 発電課長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直長が躊躇せず指示できる判断基準を社内規定に定める。</p> <p>(b) 安全技術課長は、重大事故等発生時の発電所災害対策本部の活動において、発電所災害対策本部長が方針に従った判断を実施するための判断基準を社内規定に定める。</p> <p>e. 安全技術課長および発電課長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、具体的な重大事故等対策を実施するため、運転員用および支援組織用の社内規定を定める。</p> <p>(a) 運転員用の社内規定は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <p>ア 警報に対処する事項 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用</p> <p>イ 故障および設計基準事象に対処する事項 運転時の異常な過渡変化、設計基準事故の対応措置および事象の判別を使用</p> <p>ウ 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用</p> <p>エ 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 炉心損傷時に、炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器破損を防止するために実施する対応措置に使用</p>	<p>エ 安全・防災室長および発電室長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(ア) 発電室長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できる判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(イ) 安全・防災室長は、重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において、発電所の緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を社内標準に定める。</p> <p>オ 安全・防災室長および発電室長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、実効的な重大事故等対策を実施するため、運転員用および支援組織用の社内標準を定める。</p> <p>(ア) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <p>a 警報に対処する事項 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用</p> <p>b 事象の判別を行う事項 原子炉トリップおよび非常用炉心冷却設備作動直後に、実施すべき事象の判別および対応措置に使用</p> <p>c 故障および設計基準事象に対処する事項 運転時の異常な過渡変化および設計基準事故の対応措置に使用</p> <p>d 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用</p>	<p>エ. 発電GM及び防災安全GMは、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準をマニュアルに定める。</p> <p>(ア) 発電GMは、重大事故等発生時の運転操作において、当直副長が躊躇せず指示できる判断基準を運転操作手順書に定める。</p> <p>(イ) 防災安全GMは、重大事故等発生時の緊急時対策本部の活動において、緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を緊急時対策本部用手順書に定める。</p> <p>オ. 発電GM及び防災安全GMは、発電所内の運転員と緊急時対策要員が連携し、事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書を適切に定める。</p> <p>(ア) 運転操作手順は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <p>a. 警報発生時操作手順書 中央制御室及び現場制御盤に警報が発生した際に、警報発生原因の除去あるいはプラントを安全な状態に維持するために必要な対応操作に使用</p> <p>b. 事故時運転操作手順書（事象ベース） 単一の故障等で発生する可能性のある異常又は事故が発生した際に、事故の進展を防止するために必要な対応操作に使用</p> <p>c. 事故時運転操作手順書（微候ベース） 事故の起因事象を問わず、事故時運転操作手順書（事象ベース）では対処できない複数の設備の故障等による</p>	<p>コメント No. 15 ④その他（主語は前書きに記載） コメント No. 15 ④その他（主語は前書きに記載）</p> <p>①P890-891</p>

九州電力（株）玄海発電 （令和2年4月）	四国電力（株）伊方発電所 （令和元年7月）	関西電力（株）大飯発電所 （令和元年9月）	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 （案）	備考
<p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 防災課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力管理部長は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>2 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応のための計画の策定</p> <p>安全技術課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画（訓練計画課長および発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>訓練計画課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち教育および訓練の管理に係る事項として、次の2.1項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合における体制の整備に関し、手順書を適切に整備し、また、当該手順書にしたがって活動を行うための体制及び資機材を整備する。</p> <p>(2) 各GMは、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力運営管理部長は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>①P1719</p>
<p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>防災課長及び原子力管理部長は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを規定文書に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順に従って活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならない場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p>	<p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全技術課長および発電課長は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。</p> <p>また、中央制御室の機能喪失、発電所災害対策要員の損耗および重大事故等対処で期待する重大事故等対処設備が使用できない等の状況を想定した場合にも対処できるよう、体制の整備、充実を図る。</p> <p>このため、大規模損壊発生時の体制は、重大事故等対処のための体制を基本とし、大規模損壊対応のための体制を整備、拡充するために、必要な計画の策定ならびに発電所災害対策要員に対する教育および訓練を付加して対応する。</p>	<p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならない場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p>	<p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>防災安全GM及び原子力運営管理部長は、大規模損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合における体制については、重大事故等時の対応体制を基本とするが、大規模損壊の発生により、要員の被災等による緊急時の体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む）でも流動性を持って柔軟に対応できる体制を確立する。</p> <p>また、防災安全GMは、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊対応のための体制を整備、充実するために、大規模損壊対応に係る必要な計画の策定、並びに、運転員、緊急時対策要員、及び自衛消防隊に対して必要な教育訓練を付加して実施し体制の確立を図る。</p>	<p>①P1761</p> <p>⑧その他（業務所掌の相違）</p>
<p>(1) 体制の整備</p> <p>所長は、原子炉施設において重大事故等及び大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去並びに原子力災害の拡大防止及び緩和その他必要な活動を迅速、かつ、円滑に実施するため、発電所に第119条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする緊急時対策本部の体制を整える。</p> <p>また、休日、時間外（夜間）においても発電所構内又は近傍に「添付3 1.1(1)体制の整備」で確保する要員52名及び「添付2 1.2(3)イ項」で配置する初期消火活動要員のうち専属自衛消防隊8名を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室（運転員（当直員）を含む。）が機能しない場合においても、対応できるよう体制を確立する。</p> <p>さらに、発電所構内及び近傍の最低要員により当面の間</p>	<p>(1) 体制の整備</p> <p>安全技術課長および発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置するために、大規模損壊の発生により、発電所災害対策要員の損耗等による非常時の体制が部分的に機能しない場合（中央制御室の機能喪失含む）でも流動性を持って柔軟に対応できる体制を整備する。また、休日・夜間においても、発電所構内に「添付3 1.1(2)体制の整備」で示す、運転員に加え緊急時対応要員22名および消防要員8名を確保し、大規模損壊発生時は連絡責任者が初動の指揮を執る体制を整備する。</p> <p>さらに、最低限の発電所災害対策要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p>	<p>(1) 体制の整備</p> <p>原子力防災管理者は、原子炉施設において重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第126条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、発電所に緊急時対策本部の体制を整える。</p> <p>また、重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における時間外、休日（夜間）においても発電所内に「添付3 1.1(1)体制の整備」で確保する消火活動要員7名を含む重大事故等対策要員64名（3号炉および4号炉のう</p>	<p>(1) 体制の整備</p> <p>大規模損壊の発生に備えた緊急時対策本部及び本社対策本部の体制は、重大事故等対策に係る体制を基本とする体制を整備する。</p> <p>緊急時対策本部は、大規模損壊の緩和措置を実施する実施組織及びその支援組織から構成されており、それぞれの機能ごとに責任者を定め、役割分担を明確にし、効果的な大規模損壊の緩和措置を実施し得る体制とする。また、複数号炉の同時被災の場合においても、重大事故等対処設備を使用して炉心損傷や格納容器の破損等に対応できる体制とする。</p> <p>大規模損壊の発生により要員の被災等による緊急時の体制が部分的に機能しない場合（中央操作室の機能喪失を含む）においても、対応できるよう体制を確立する。</p>	<p>①P1764</p>

九州電力(株)玄海発電 (令和2年4月)	四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
<p>は事故対応を行えるよう体制を整える。</p>		<p>ち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は57名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は50名)を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室(運転員(当直員)を含む。)が機能しない場合においても、対応できるよう体制を確立する。 さらに、発電所構内に常時確保する対応要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p>	<p><u>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においても発電所構内に緊急時対策要員50名、運転員35名*及び自衛消防隊10名の計95名を常時確保し、大規模損壊発生時は本部長代行が初動の指揮を執る体制を整備する。</u> <u>さらに、発電所構内に常駐する要員により交代要員が到着するまでの間も事故対応を行えるよう体制を整備する。</u> <u>※7号炉運転中の場合</u></p>	<p>②TS-58(防災体制の相違)全号炉に対応する要員数を記載</p>
<p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p>(7) 休日、時間外(夜間)における緊急時対策本部(指揮者等)を含む対応要員は、地震、津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により対応要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している他の対応要員を緊急時対策本部での役割に割り当てる等の措置を講じる。</p> <p>(4) プルーム放出時、代替緊急時対策所に残る要員(以下「最低限必要な要員」という。)は代替緊急時対策所にとどまり、プルーム通過後、活動を再開する。プルーム通過時、最低限必要な要員以外は発電所外へ一時避難し、その後、交替要員として発電所へ再度非常召集する。</p>	<p>a. 対応要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、発電所災害対策要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p>(a) 休日・夜間における発電所構内の常駐者である運転員および緊急時対応要員ならびに消防要員は、地震、津波等の大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により発電所災害対策要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している発電所災害対策要員を発電所災害対策本部での役割に割り当てる等の措置を講じる。</p> <p>(b) プルーム放出時は、最低限必要な発電所災害対策要員は緊急時対策所(EL.32m)にとどまり、その他の発電所災害対策要員は、総合事務所が使用できる場合には総合事務所内緊急時対策所に屋内退避し、総合事務所が使用できない場合は発電所外へ一時避難し、その後、交代要員として発電所へ再度非常召集する。</p>	<p>ア 大規模損壊発生時の要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p>(7) 時間外、休日(夜間)における緊急時対策本部の副原子力防災管理者を含む常駐者は、地震、津波等の大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。 また、建物の損壊等により対応要員が被災するような状況においても、構内に勤務している他の要員を発電所対策本部での役割に割り当てる等の措置を講じる。</p> <p>(4) プルーム放出時、最低限必要な要員は緊急時対策所にとどまり、プルーム通過後、活動を再開する。その他の要員は発電所外へ一時避難し、その後、交替要員として発電所へ再度非常召集する。</p>	<p><u>ア 大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方</u> <u>大規模損壊発生時には、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、発電所構内に勤務している緊急時対策要員により指揮命令系統を確立できるよう、大規模損壊発生時に対応するための体制を確立する。</u></p> <p><u>(7) 夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)における運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊初期消火班は、地震、津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している他の要員を活用する等の柔軟な対応をとることを基本とする。</u></p> <p><u>(4) プルーム通過時は、大規模損壊対応への指示を行う緊急時対策要員と発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策要員及び5号炉運転員は緊急時対策所、6/7号炉運転員は中央制御室待避室にとどまり、その他の緊急時対策要員及び自衛消防隊は発電所構外へ一時退避し、その後、緊急時対策本部の指示に基づき再召集する。</u></p>	<p>①P1766</p> <p>①P1766-P1767</p>
<p>(7) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消防要員(専属自衛消防隊)は消火活動を実施する。また、本部長が、事故対応を実施及び継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、対応要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。これら大規模損壊発生時の火災対応については、休日、時間外(夜間)時には副本部長あるいは、本部付けの代行者の指揮命令系統の下で消火活動を行う。</p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等が対応を行うに当たっての拠点は、代替緊急時対策所を基本とする。 代替緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>ウ 支援体制の確立 (7) 本店対策本部体制の確立</p>	<p>(c) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、発電所災害対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、自衛消防組織は消火活動を実施する。また、原子力防災管理者または連絡責任者が、事故対応を実施または継続するために大型放水砲による泡消火等の実施が必要と判断した場合は、発電所災害対策本部要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。これら大規模損壊発生時の火災対応については、休日・夜間時には連絡責任者の指揮命令系統の下で消火活動を行う。</p> <p>b. 対応拠点 本部長を含む発電所災害対策要員等が対応を行うに当たっての拠点は、緊急時対策所(EL.32m)を基本とする。 緊急時対策所(EL.32m)以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	<p>(7) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、発電所対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消火活動要員は消火活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施および継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、重大事故等対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。</p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うに当たっての拠点は、緊急時対策所を基本とする。 緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>ウ 支援体制の確立 (7) 本店対策本部体制の確立</p>	<p><u>(7) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、自衛消防隊は消火活動を実施する。また、緊急時対策本部長が、事故対応を実施又は継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、緊急時対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で活動する自衛消防隊の指揮下で消火活動に従事させる。</u></p> <p><u>イ 対応拠点</u> <u>本部長を含む緊急時対策本部の緊急時対策要員等が対応を行う拠点は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を基本とする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の健全性(居住性確保、通信連絡機能等)が確認できない場合は、代替可能なスペース及び必要に応じて風雨を凌ぐための資機材を活用する。</u></p> <p><u>ウ 支援体制の確立</u> <u>(7) 本社対策本部体制の確立</u></p>	<p>①P1767</p>

九州電力（株）玄海発電 （令和2年4月）	四国電力（株）伊方発電所 （令和元年7月）	関西電力（株）大飯発電所 （令和元年9月）	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 （案）	備考
<p>(3) 設備及び資機材の配備</p> <p>ア 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方</p> <p>各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。</p>	<p>(3) 設備および資機材の配備</p> <p>各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備および資機材を配備するにあたっては、以下の事項を考慮する。</p> <p>a. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方</p> <p>各課長は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>また、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。</p>	<p>(3) 設備および資機材の配備</p> <p>ア 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方</p> <p>各課（室）長は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>また、大規模損壊の共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。</p>	<p>(3) 設備及び資機材の配備</p> <p>ア 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方</p> <p>各GMは、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散しかつ十分離して配備する。</p>	<p>①P1770</p>
<p>(7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。また、基準津波を一定程度超える津波に対して、裕度を有する高台に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう、位置的分散を図り複数箇所に保管する。</p> <p>(4) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている建屋並びに屋外の設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備のそれぞれから100mの離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する。</p>	<p>(a) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備および電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備または電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、基準地震動を一定程度超える地震動に対して、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない場所に保管する。また、1セットの可搬型重大事故等対処設備は、基準津波を一定程度超える津波による影響を考慮して、敷地高さEL.+10mより可能な限り標高の高い場所に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう位置的分散を図り複数箇所に保管する。</p> <p>(b) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備および電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより同時に機能喪失させないよう、原子炉建屋および原子炉補助建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等から100mの離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する。</p> <p>また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保する。</p>	<p>(7) 可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を一定程度超える地震動に対して、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けにくい位置に保管する。また、基準津波を一定程度超える津波に対して、裕度を有する高台に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう、位置的分散を図り複数箇所に保管する。</p> <p>(4) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備と同時に機能喪失させないよう、原子炉周辺建屋および制御建屋から100m以上離隔をとって当該建屋と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。</p>	<p>(7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を超える地震動に対して、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けにくい場所に保管する。また、基準津波又はそれを超える津波に対して、裕度を有する高台に保管する。</p> <p>(4) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、原子炉建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋から100m以上離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、当該建屋及び当該設備と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。</p>	<p>⑧その他 （「添付2 6. 竜巻6.4 手順書の整備(1) 飛来物管理の手順イ。」に記載） コメント No. 16</p>

九州電力(株) 玄海発電 (令和2年4月)	四国電力(株) 伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株) 大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
<p>い可搬型重大事故等対処設備等を用いた手順、中央制御室での監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを計測するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を定める。</p>	<p>重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順および現場にて直接機器を作動させるための手順等を定める。</p>	<p>準により事故対応を行うための手順および現場にて直接機器を作動させるための手順等を定める。</p>	<p><u>を確認するための手順、現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。</u></p>	
<p>(7) 5つの活動又は緩和対策を行うための手順書</p> <p>a 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等</p> <p>防災課長及び保修第二課長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。</p> <p>また、地震及び津波のような大規模な自然災害によって発電所内の油タンク火災等の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能のように多様な消火手段を定める。</p> <p>手順書については、以下の(シ)項に該当する手順等を含むものとする。</p> <p>大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、火災の状況に応じて小型放水砲等による泡消火を準備する。また、早期に準備可能な消防自動車による延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>重大事故等対策要員による消火活動を行う場合は、事故対応とは独立した通信手段を用いるために、消火活動専用の無線連絡装置の回線を使用することとし、全体指揮者の指揮の下対応を行う。</p> <p>b 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項から(カ)項、(ク)項及び(ケ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位</p> <p>(a) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却及び減圧を優先し、2次冷却系からの除熱機能が喪失している場合は、1次冷却系統の減圧及び原子炉への注水を行う。</p>	<p>ア 5つの活動または緩和対策を行うための手順書</p> <p>(ア) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等</p> <p>安全技術課長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、大型放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。</p> <p>また、地震および津波のような大規模な自然災害によって発電所内の変圧器火災等の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能のように多様な消火手段を定める。</p> <p>手順書については、以下のシ項に該当する手順等を含むものとする。</p> <p>大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、大型放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、火災の状況に応じて可搬型放水砲等による泡消火を準備する。また、早期に準備可能な消防自動車による延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>発電所災害対策本部要員による消火活動を行う場合でも、消防用使用する無線通話装置の回線と事故対応用の無線通話装置の回線は同一であることから、発電所災害対策本部との継続した連絡が可能である。</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下のイ項からカ項およびス項からソ項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位</p> <p>i 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却および減圧を優先し、2次冷却系からの除熱機能が喪失している場合は、1次冷却系統のフィードアンドブリードを行う。</p>	<p>(7) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書</p> <p>a 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等</p> <p>各課(室)長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。</p> <p>また、地震および津波のような大規模な自然災害によって施設内の変圧器火災の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能のように多様な消火手段を定める。</p> <p>手順書については、以下の(シ)項に該当する手順等を含むものとする。</p> <p>大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、早期に準備可能な化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽車、または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車および中型放水銃、あるいは送水車(消火用) および中型放水銃による、泡消火ならびに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>重大事故等対策要員による消火活動を行う場合は、事故対応とは独立した通信手段を用いるために、別のトランシーバーの回線を使用することとし、発電所対策本部との連絡については、衛星電話(携帯)を使用して、発電所対策本部長の指揮により対応を行う。</p> <p>b 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課(室)長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項から(カ)項、(ク)項および(ケ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は以下のとおりである。</p> <p>(a) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p>	<p><u>(7) 5つの活動又は緩和対策を行うための手順書</u></p> <p><u>a. 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等</u></p> <p><u>タービンGMは、故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。</u></p> <p><u>また、タービンGM及び防災安全GMは、地震及び津波のような大規模な自然災害においては、施設内の油タンク火災等の複数の危険物内包設備の火災が発生した場合においても、同様な対応が可能のように多様な消火手段を整備する。</u></p> <p><u>大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備し、早期に準備可能な大型化学高所放水車あるいは化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車による泡消火並びに延焼防止のための消火を実施する。</u></p> <p><u>自衛消防隊による消火活動を行う場合でも、消防用に使用する無線連絡設備の回線と事故対応用の無線連絡設備の回線は同一であることから、緊急時対策本部との継続した連絡が可能である。</u></p> <p><u>b. 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</u></p> <p><u>各GMは、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項から(カ)項、(ク)項及び(ケ)項に該当する手順等を含むものとして整備する。</u></p> <p><u>炉心の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(a) 原子炉停止機能が喪失した場合は、原子炉手動スクラム、冷却材再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、ほう酸水注入、代替制御棒挿入機能又は手動挿入による制御棒緊急挿入及び原子炉水位低下による原子炉出力抑制を試みる。</u></p> <p><u>(b) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時において、高圧炉心注水系及び原子炉隔離時冷却系の故障により原子炉の冷却が行えない場合に、高圧代替注水系により原子炉を冷却する。全交流動力電源喪失又は常設直流電源系統喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、常設代替直流電源設備より給電される高圧代替注水系による原子炉の冷却又は原子炉隔離時冷却系の現場起動による原子炉の冷却を試みる。</u></p> <p><u>(c) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に注水機能が喪失</u></p>	<p>①P1735</p> <p>①P1735 (設備の相違)</p> <p>①P1735 (運用の相違) コメント No. 17</p> <p>①P1737-P1738</p> <p>①P1738</p> <p>①P1738</p>

九州電力（株）玄海発電 （令和2年4月）	四国電力（株）伊方発電所 （令和元年7月）	関西電力（株）大飯発電所 （令和元年9月）	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 （案）	備考
<p>(e) 溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制及び溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却する。また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、多様な炉心注入手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉を冷却する。</p>	<p>より原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。</p> <p>v 溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却する。</p> <p>また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉を冷却する。</p>	<p>子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(e) 溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により、溶融し原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却する。</p> <p>また、溶融炉心の原子炉格納容器の下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により炉心を冷却する。</p>	<p>及び温度を低下させる。</p> <p>(e) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）や溶融炉心と格納容器バウンダリの接触による格納容器の破損を防止するため、格納容器下部注水を行う。</p>	<p>①P1739</p>
<p>(f) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減及び水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアンユラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するため、アンユラス内の水素排出及び水素濃度監視を実施する。また、電気式水素燃焼装置の起動に関しては緊急時対策本部で実効性と悪影響を考慮し判断する。</p> <p>d 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 防災課長、保修第二課長及び発電第二課長は、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体等の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体等の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観より燃料取扱棟が健全であること、周辺の線量率が正常であることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備が可能な常設設備による注水を優先して実施し、常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水、建屋内部からのスプレイ等を実施する。また、使用済燃料ピットの近傍に立ち入ることができない場合は、外部からのスプレイを実施し、注水操作を行っても使用済燃料ピットの水位維持ができない大量の漏えいが発生した場合、燃料取扱棟の損壊又は現場線量率の上昇により燃料取扱棟に近づけない場合は、放水砲により燃料体等の著しい損傷の進行を緩和する対策を実施する。</p>	<p>vi さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアンユラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するため、アンユラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。</p> <p>(エ) 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課長は、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下のサ項、ス項およびソ項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体等の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観から燃料取扱棟が健全であること、周辺の線量率が正常であることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備が可能な常設設備による補給を優先して実施し、常設設備による補給ができない場合は、可搬型設備による補給、内部からのスプレイ等を実施する。また、補給操作を行っても使用済燃料ピットの水位維持ができない大量の漏えいが発生した場合、燃料取扱棟の損壊または現場線量率の上昇により使用済燃料ピットに近づけない場合は、大型放水砲により燃料体等の著しい損傷の進行を緩和する対策を実施する。</p>	<p>(f) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアンユラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉周辺建屋等の損傷を防止するため、アンユラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。</p> <p>d 使用済燃料貯蔵槽を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各課（室）長は、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項および(ロ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観より原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替の水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備が可能な常設設備による注水を優先して実施し、常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水を行う。水位維持が不可能または不明と判断した場合は、建屋内部からのスプレイを実施する。また、使用済燃料ピットの近傍に立ち入ることができない場合は、建屋外部からのスプレイを実施し、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する対策を実施する。</p>	<p>(f) 格納容器内に水素ガスが放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するためにプラント運転中の格納容器内は不活性ガス（窒素）置換により格納容器内雰囲気の不活性化状態になっているが、炉心の著しい損傷が発生し、ジルコニウム-水反応及び水の放射線分解等による水素ガス及び酸素ガスの発生によって水素濃度が可燃限界を超えるおそれがある場合は、可燃性ガス濃度制御系による水素ガス又は酸素ガスの濃度を抑制する。さらに、格納容器圧力逃がし装置により水素ガスを格納容器外に排出する手段を有している。</p> <p>d. 使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等 各GMは、使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項及び(ロ)項に該当する手順等を含むものとして整備する。 使用済燃料プールの水位を確保するための対応手段及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対応手段は次のとおりとする。</p> <p>(a) 使用済燃料プールの状態を監視するため、使用済燃料貯蔵プール水位計、使用済燃料貯蔵プール温度計、燃料取扱機エリア放射線モニタ、使用済燃料貯蔵プール監視カメラを使用する。</p> <p>(b) 使用済燃料プールの注水機能の喪失又は使用済燃料プールからの水の漏えい、その他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合は、燃料プール代替注水系（常設）、燃料プール代替注水系（可搬型）及び消火系により使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、臨界を防止する。</p> <p>(c) 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位維持が行えない場合、常設スプレイヘッド又は可搬型スプレイヘッドを使用したスプレイを実施することで、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止するとともに、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減させる。</p> <p>(d) 原子炉建屋の損壊又は放射線量率の上昇により原子炉建屋に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する。</p>	<p>①P1739-P1740</p> <p>①P1740</p> <p>①P1740-P1741</p> <p>①P1741</p>

九州電力(株)玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
<p>(運転員等の確保) 第12条 発電第二課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電第二課長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室当たり5直以上を編成した上で3交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 発電第二課当直課長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を中央操作員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 防災課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、重大事故等の対策を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5 発電第二課長及び防災課長は、第17条の6第4項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1及び表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、体制を構築する。</p> <p>6 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p>	<p>(運転員等の確保) 第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長^{*1}とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全技術課長は、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数の者を確保する。</p> <p>5 発電課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1(3号炉)に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6 訓練計画課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p>	<p>(運転員等の確保) 第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電室長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり表13-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表13-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 当直課長は、第2項で定める者のうち、表13-2に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表13-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5 安全・防災室長および発電室長は、第18条の5第4項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6 所長は、第5項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割の者に対して、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p>	<p>(運転員等の確保) 第12条 第一運転管理部長及び第二運転管理部長(以下「運転管理部長」という。)は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{注1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 運転管理部長は、原子炉の運転に当たって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 運転管理部長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。</p> <p><u>4. 各GMは、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、防災安全GMは、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</u></p> <p><u>5. 発電GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</u></p> <p><u>6. 発電GMは、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p><u>7. 発電GMは、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</u></p> <p><u>8. 防災安全GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</u></p>	<p>TS-58にて説明</p> <p>TS-23にて説明</p> <p>TS-43にて説明</p> <p>TS-43にて説明</p> <p>TS-43にて説明</p> <p>TS-43にて説明</p>

九州電力(株)玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考																																														
<p>7 発電第二課長及び防災課長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1及び表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8 発電第二課長及び防災課長は、第5項以外の事態が生じ、表12-1及び表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9 所長は、第6項、第8項の措置を受け、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="89 1249 727 1339"> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>12名以上【当直課長を含む】</td> </tr> </table>	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	12名以上【当直課長を含む】	<p>7 発電課長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1(3号炉)に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8 訓練計画課長は、第6項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>9 発電課長および安全技術課長は、表12-1(3号炉)および表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>10 所長は、表12-1(3号炉)および表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たない場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="727 1249 1368 1444"> <tr> <td colspan="2">1. 2号炉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1号炉および2号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4の場合</td> <td>5名以上(当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>モード5、6および照射済燃料移動中の場合</td> <td>3名以上(当直長を含む)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="727 1480 1368 1852"> <tr> <td colspan="2">2. 3号炉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合</td> <td>10名以上(当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>モード4(余熱除去系が熱除去のために使用されている期間)、5および6の場合</td> <td>8名以上(当直長を含む)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>5名以上(当直長を含む)</td> </tr> </table>	1. 2号炉			1号炉および2号炉	モード1、2、3および4の場合	5名以上(当直長を含む)	モード5、6および照射済燃料移動中の場合	3名以上(当直長を含む)	2. 3号炉			3号炉	モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合	10名以上(当直長を含む)	モード4(余熱除去系が熱除去のために使用されている期間)、5および6の場合	8名以上(当直長を含む)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	5名以上(当直長を含む)	<p>7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表13-1および表13-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 安全・防災室長および発電室長は、第2項および第4項に定める人数の者に欠員が生じた場合は、休日、時間外(夜間)を含め補充を行う。また、所長は、第2項および第4項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第9項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第6項、第8項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p> <p>表13-1</p> <table border="1" data-bbox="1368 1249 2009 1675"> <tr> <td rowspan="2">中央制御室名 3号炉および4号炉の運転モード 原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td>A中央制御室※1 (1号炉および2号炉)</td> <td>B中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>10名以上※4※5</td> <td>12名以上※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td>8名以上※4※6</td> <td>10名以上※4</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3</td> <td>6名以上※4</td> <td>8名以上※4</td> </tr> </table> <p>※1：1号炉および2号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない。 ※2：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。 ※3：照射済燃料移動中も含む(以下、同じ)。 ※4：当直課長を含む。 ※5：内4名が3号炉および4号炉現場作業応援。 ※6：内2名が3号炉または4号炉現場作業応援。</p>	中央制御室名 3号炉および4号炉の運転モード 原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	A中央制御室※1 (1号炉および2号炉)	B中央制御室 (3号炉および4号炉)	10名以上※4※5	12名以上※4	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	8名以上※4※6	10名以上※4	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	6名以上※4	8名以上※4	<p>9. 防災安全GMは、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>10. 防災安全GMは、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>11. 所長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p> <p>※1：重大事故等対処設備等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教訓を実施する。</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="2009 1249 2650 1501"> <tr> <td rowspan="2">中央制御室名 原子炉の状態</td> <td>1号炉※2</td> <td>2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉※2</td> <td>6/7号炉※2</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>13名以上※4</td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13名以上※4</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合</td> <td>4名以上※3</td> <td>3名以上※3</td> <td>10名以上※5</td> </tr> </table>	中央制御室名 原子炉の状態	1号炉※2	2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉※2	6/7号炉※2	—	—	13名以上※4	運転、起動、高温停止の場合	—	—	13名以上※4	冷温停止、燃料交換の場合	4名以上※3	3名以上※3	10名以上※5	<p>TS-43にて説明</p> <p>TS-43にて説明</p> <p>TS-43にて説明</p> <p>TS-58にて説明</p>
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	12名以上【当直課長を含む】																																																	
1. 2号炉																																																		
	1号炉および2号炉																																																	
モード1、2、3および4の場合	5名以上(当直長を含む)																																																	
モード5、6および照射済燃料移動中の場合	3名以上(当直長を含む)																																																	
2. 3号炉																																																		
	3号炉																																																	
モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間)の場合	10名以上(当直長を含む)																																																	
モード4(余熱除去系が熱除去のために使用されている期間)、5および6の場合	8名以上(当直長を含む)																																																	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	5名以上(当直長を含む)																																																	
中央制御室名 3号炉および4号炉の運転モード 原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	A中央制御室※1 (1号炉および2号炉)	B中央制御室 (3号炉および4号炉)																																																
	10名以上※4※5	12名以上※4																																																
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	8名以上※4※6	10名以上※4																																																
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	6名以上※4	8名以上※4																																																
中央制御室名 原子炉の状態	1号炉※2	2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉※2	6/7号炉※2																																															
	—	—	13名以上※4																																															
運転、起動、高温停止の場合	—	—	13名以上※4																																															
冷温停止、燃料交換の場合	4名以上※3	3名以上※3	10名以上※5																																															

九州電力(株)玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株)伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株)大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考																																																																														
<p>表12-2</p> <table border="1"> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】</td> </tr> </table> <p>表12-3</p> <table border="1"> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>4名以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重大事故等対策要員</td> <td>36名以上</td> </tr> </table>	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策本部要員	4名以上		重大事故等対策要員	36名以上	<p>表12-2</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2号炉 1号炉および2号炉の合計人数</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4の場合</td> <td>3名以上 当直長または副当直長を含む班長以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード5、6および照射済燃料移動中の場合</td> <td>2名以上 (班長以上)</td> <td>2名以上 当直長または副当直長を含む班長以上</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>表12-3</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>22名以上</td> </tr> </table>		2号炉 1号炉および2号炉の合計人数	3号炉	モード1、2、3および4の場合	3名以上 当直長または副当直長を含む班長以上		モード5、6および照射済燃料移動中の場合	2名以上 (班長以上)	2名以上 当直長または副当直長を含む班長以上	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間				3号炉	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	22名以上	<p>表13-2</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>A中央制御室^{※1} (1号炉および2号炉)</td> <td>B中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合^{※3}</td> <td>3名以上^{※7}</td> <td>3名以上^{※7}</td> </tr> </table> <p>※7 当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。</p> <p>表13-3</p> <table border="1"> <tr> <td>要員名</td> <td>緊急時対策本部要員</td> <td>緊急安全対策要員</td> </tr> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード^{※1}</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合^{※2}</td> <td>36名以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合^{※2}</td> <td>6名以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合^{※2※3}</td> <td>33名以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>30名以上</td> </tr> <tr> <td>招集</td> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合^{※3}</td> <td>10名以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※1：1号炉および2号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない。 ※2：複数の運転モードに該当する場合、要求される要員数の多い方が適用される。 ※3：照射済燃料移動中も含む(以下、同じ)。</p>	中央制御室名	A中央制御室 ^{※1} (1号炉および2号炉)	B中央制御室 (3号炉および4号炉)	3号炉および4号炉の運転モード			原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	3名以上 ^{※7}	3名以上 ^{※7}	要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	3号炉および4号炉の運転モード ^{※1}			常駐	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	36名以上		原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	6名以上		使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※2※3}	33名以上			30名以上	招集	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	10名以上			—	<p>表12-2</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉^{※2}</td> <td>6/7号炉^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合</td> <td>—</td> <td>3名以上^{※4}</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合</td> <td>1名以上</td> <td>3名以上^{※5}</td> </tr> </table> <p>表12-3</p> <table border="1"> <tr> <td>要員名</td> <td>緊急時対策要員</td> <td>自衛消防隊</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td>50名以上^{※6}</td> <td>10名以上</td> </tr> <tr> <td>召集</td> <td>114名以上^{※7}</td> <td>18名以上^{※8}</td> </tr> </table> <p>※2：1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない ※3：1号炉から5号炉合わせて22名以上常時確保する ※4：7号炉1基が該当する場合 ※5：原子炉が2基とも該当する場合 ※6：50名以上のうち、6名以上を1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉の要員、44名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。 ※7：114名以上のうち、8名以上を1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉の要員、106名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。 ※8：火災の規模に応じ召集する。</p>	中央制御室名	1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉 ^{※2}	6/7号炉 ^{※2}	原子炉の状態			運転、起動、高温停止の場合	—	3名以上 ^{※4}	冷温停止、燃料交換の場合	1名以上	3名以上 ^{※5}	要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊	常駐	50名以上 ^{※6}	10名以上	召集	114名以上 ^{※7}	18名以上 ^{※8}	<p>TS-58にて説明</p> <p>TS-58にて説明</p>
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	3名以上 【当直課長又は当直副長を含む中央操作員以上】																																																																																	
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策本部要員	4名以上																																																																																
	重大事故等対策要員	36名以上																																																																																
	2号炉 1号炉および2号炉の合計人数	3号炉																																																																																
モード1、2、3および4の場合	3名以上 当直長または副当直長を含む班長以上																																																																																	
モード5、6および照射済燃料移動中の場合	2名以上 (班長以上)	2名以上 当直長または副当直長を含む班長以上																																																																																
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																																																																																		
	3号炉																																																																																	
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	22名以上																																																																																	
中央制御室名	A中央制御室 ^{※1} (1号炉および2号炉)	B中央制御室 (3号炉および4号炉)																																																																																
3号炉および4号炉の運転モード																																																																																		
原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	3名以上 ^{※7}	3名以上 ^{※7}																																																																																
要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員																																																																																
3号炉および4号炉の運転モード ^{※1}																																																																																		
常駐	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	36名以上																																																																																
	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合 ^{※2}	6名以上																																																																																
	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※2※3}	33名以上																																																																																
		30名以上																																																																																
招集	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ^{※3}	10名以上																																																																																
		—																																																																																
中央制御室名	1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉 ^{※2}	6/7号炉 ^{※2}																																																																																
原子炉の状態																																																																																		
運転、起動、高温停止の場合	—	3名以上 ^{※4}																																																																																
冷温停止、燃料交換の場合	1名以上	3名以上 ^{※5}																																																																																
要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊																																																																																
常駐	50名以上 ^{※6}	10名以上																																																																																
召集	114名以上 ^{※7}	18名以上 ^{※8}																																																																																